

# 日本行政書士政治連盟岡山県支部規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、日本行政書士政治連盟岡山県支部（以下「本支部」という。）と称し、事務所を岡山市に置く。

### (目的)

第2条 本支部は、日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）及び岡山県行政書士会と連携して、行政書士の社会的、経済的地位の向上、政治意識の高揚を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### (事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するため日政連に加入し、日政連との緊密な連携のもとに次の事業を行う。

- (1) 行政書士制度の充実発展を期するための政治活動
- (2) 行政の円滑な推進を期するための政治活動
- (3) 広報活動及び機関紙の発行
- (4) 関係団体との連絡協調
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 本支部は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 岡山県行政書士会に入会している行政書士である会員（以下「正会員」という。）
- (2) 本支部の目的に賛同する賛助会員

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 本支部に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する人数の役員を置く。

- (1) 幹事 25名以上30名以内
  - (2) 会計監事 2名以上4名以内
- 2 前項第1号の幹事のうち1名を支部長、2名以内を副支部長、1名を幹事長、7名以内を副幹事長とする。

### (役員等の選任方法)

第6条 幹事及び会計監事は、正会員のうちから大会で選任する。

- 2 支部長は、幹事が互選する。
- 3 副支部長、幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから支部長が指名する。  
ただし、副幹事長については、幹事会の議を経た場合、正会員のうちから指名できる。

### (役員等の職務)

第7条 支部長は、本支部を代表し支部の業務を総理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときは、支部長の職務を行う。
- 3 幹事長及び副幹事長は、支部長の命を受けて職務を執行する。

- 4 幹事は、幹事会を組織し支部の業務を執行する。
- 5 会計監事は、本支部の資産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、選任された定期大会の終了のときからその翌々年の定期大会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員として選任された役員任期は、同種役員任期の残存期間と同一とする。

(役員退任)

第9条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退任するものとする。

- (1) 役員が正会員の資格を失ったとき。
- (2) 大会において解任の決議があったとき。

(顧問)

第10条 本支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、幹事会に諮って支部長が委嘱する。
- 3 顧問任期は、その委嘱をした支部長任期と同一とする。
- 4 顧問は、本支部の重要な事項について、支部長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(費用弁償)

第11条 役員又は会員が支部の業務に従事したときは、費用を弁償することができる。

- 2 費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 会議

(会議)

第12条 本支部の会議は、大会及び幹事会等とする。

(大会)

第13条 大会は、定期大会及び臨時大会の2種とする。

- 2 定期大会は、毎会計年度終了後2月以内に開催する。
- 3 臨時大会は、支部長が必要と認めたとき、又は正会員総数の3分の1以上から大会開催の要求があったときに開催する。

(大会の構成)

第14条 大会は、本支部の最高議決機関とし、正会員をもって構成する。

(大会の議長等)

第15条 大会の議長及び副議長は、大会に現に出席した正会員のうちから選任する。

(大会の議決)

第16条 大会の議決は、出席した正会員の総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(大会の議決権)

第17条 正会員は、1の議決権を有する。

- 2 大会に出席することのできない正会員は、出席する正会員を指定代理人として議決権

を行使することができる。

3 委任によって議決権を行使した正会員は、大会に出席したものとみなす。

(大会の議決事項)

第18条 大会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (2) 運動方針の決定に関する事項
- (3) 幹事及び会計監事の選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) 会費等の額の決定に関する事項
- (6) 幹事会において大会に付議することを相当と認められた事項
- (7) 大会において大会で議決すべきものと認められた事項

(議事録)

第19条 大会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び現に出席した正会員のうち議長が指名したものの2名がその内容を確認して署名押印しなければならない。

(大会の運営)

第20条 大会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(幹事会)

第21条 幹事会は支部長が招集し、支部長が議長となる。副議長は支部長が副支部長のうちから指名する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

ただし幹事でない副幹事長については、あらかじめ幹事会の議を経た場合のみ構成員となる。

3 幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 支部長は、緊急を要する事項について、幹事会の書面による賛否を求め、幹事会の議決に代えることができる。

(幹事会の議決事項)

第22条 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 大会において議決した事項の執行に関する事項
- (2) 大会に付議すべき事項に関する事項
- (3) この規約の執行に必要な細則等の制定及び改廃に関する事項
- (4) 各種委員会の設置に関する事項
- (5) 国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙に際し、その候補者の推薦に関する事項
- (6) 日政連の役員候補者の推薦に関する事項
- (7) 日政連の大会の代議員の選任及び解任に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支部長が必要と認めた事項

## 第4章 会計

(事業年度及び会計年度)

第23条 本支部の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月3

1日に終わる。

(経費)

第24条 本支部の経費は、会費及び寄附金、その他の収入をもって支弁する。

2 前項の会費の額は、1月につき600円とする。

(予算)

第25条 支部長は、毎年度の事業計画書

及び収支予算書を作成し、幹事会の承認

を得て当該年度の大会の議決を得なければならない。

2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の職務を執行するために必要な経費に限り幹事会の承認を得て支出することができる。

(決算)

第26条 支部長は、毎会計年度の終了後、2月以内に決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

2 前項の決算書は、同項の監査の終了後幹事会の承認を受けるものとする。

(会計責任者等)

第27条 本支部に政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条に規定する政治団体の届出に係る会計責任者及びその職務を代行する者（以下「会計責任者等」という。）を置く。

2 会計責任者等は、幹事のうちから支部長が指名する。

## 第5章 補則

(事務局)

第28条 本支部の事務を処理するため、事務局を置く。

(加盟)

第29条 本支部は、日政連に加入してその構成員となる。

2 本支部は、日政連に対して負担金を納入する。

(細則)

第30条 この規約の施行について必要な事項は、細則で定めることができる。

### 附則

1 この規約は、成立の日（昭和58年4月7日）から施行する。

2 本支部設立当初の会費は、月額200円とする。

3 設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、設立大会で選任し、その任期は、就任後1回目の定期大会終了時までとする。

4 設立初年度の事業年度及び会計年度は、第18条の規定にかかわらず設立の日から昭和59年3月31日までとする。

### 附則

この規約の改正は、平成6年5月21日から施行する。

【大会決議事項「日政連大会代議員の選任に関する事項」を幹事会の議決事項とする。】

附 則

この規約の改正は、平成9年6月1日から施行する。

【議決権の行使の追加、会費月額200円を300円に改める。】

附 則

この規約の改正は、平成13年7月1日から施行する。

【会費月額300円を400円に改める。】

附 則

この規約の改正は、平成14年6月1日から施行する。

【副幹事長の職を設ける。】

附 則

この規約の改正は、平成15年5月23日から施行する。

【第7条第3項に副幹事長の職務を追加する。】

附 則

この規約の改正は、平成16年8月1日から施行する。

【行政書士法の改正により岡山県行政書士会会則が改正され、個人会員及び法人会員が設けられることに伴い、本会の会員を個人会員に限定する。】

附 則

この規約の改正は、平成19年5月25日から施行する。

【副幹事長の定数5名以内を7名以内に増員する。】

附 則

この規約の改正は、平成20年5月30日から施行する。ただし、第19条第2項は、平成21年4月1日から適用する。

【日本行政書士政治連盟の構成員としての位置付け及び日政連への負担金の納入の義務化、会費月額400円から500円に改定】

附 則

この規約の改正は、平成21年5月29日から施行する。

【全体の構成を見直し、章の新設。役員の数数の修正。大会及び幹事会に副議長の新設。役員又は会員が支部の業務に従事したときの費用弁償の新設。大会の議決権について新設。大会の動議について新設。予算及び決算について新設。】

附 則

この規約の改正は、平成22年5月21日から施行する。

【第19条 大会の議事録について新設。】

附 則

この規約の改正は、平成23年5月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。【第24条 会費月額500円から600円に改定】